

12月議会一般質問
12月5日午前10時から

生活困窮者の 生活再建をめざす市民生活相談を!

12月議会は11月28日から12月13日の予定で開催されています。12月5日(月)午前10時から一般質問が行われます。私・笹田トヨ子は4番目午前11時ころから一般質問に立ちます。ぜひ傍聴をお願いします。一般質問で予定している事項をお知らせします。 大垣市議会議員 笹田トヨ子

庁内・外ネットワークを生かし 頼りになる相談窓口を!

経済状態の低迷に伴い生活困窮者が増加しています。大垣市においても、市税や国保料などの滞納問題は深刻で、多重債務に陥っているケースもあります。金融庁・消費者庁は8月に、“頼りになる相談窓口をめざして”と多重債務者相談の手引書を発行しました。そこには、多重債務者相談窓口のコーディネート機能と、地方公共団体内・外の部署・機関とのネットワークにより、相談者が必要な行政サービスや法務サービス等を十分受けられ生活再建を図ることが必要と指摘しています。この取り組みに成功している滋賀県野洲市の実践を学び、次のような提案を行います。

1. 生活再建を位置付けて

大垣市の市税等滞納問題の取り組みは、主に債権回収で終わっています。多重債務や生活困窮者の生活再建を位置付けるべきではないでしょうか。

2. 庁内・外にネットワークを

大垣市の滞納問題の取り組みは、それぞれの部署で行われており、消費生活相談室を開設していますが、庁内外のネットワークは不十分です。野洲市は滞納理由が借

金ではないかと注意を払い、積極的に多重債務者を掘り起し、多重債務者包括的支援プロジェクトチームを作って問題解決にあたっています。大垣市においても、債務整理の決断説得、税や使用料等の滞納情報と分納計画の一元化をはかり、法律家等の協力や支援を得るなど庁内外のネットワークをつくってはいかがでしょうか。

3. 生活再建は「パーソナル・サポート」の理念で

政府は「複雑に絡み合った生活困難者の抱える問題の全体を受け止める。あくまでも当事者が必要とする支援策を制度横断的にコーディネートする。当事者と伴走し、自立生活が軌道に乗るまで継続して支援する。」という「パーソナル・サポート・サービス」の概念を打ち出し、全国で13県、モデル事業を行っています。岐阜県もモデル事業を受け就労支援を民間企業に委託していますが、野洲市ではこういった支援こそ基礎自治体が担うべきと唯一自治体としてモデル事業に手を挙げました。

大垣市においても、このような視点を念頭に置いた取り組みが必要ではないでしょうか。

赤字の競輪事業から撤退を!

1. 今後5年間の事業見通しは?

競輪事業の収支は、21年度に続き22年度も赤字となり

ました。繰出金は平成19年の5000万円を最後に、一般会計には出されていませんし、基金残額と繰越金の合計額は年々減っています。JKAからの還付は23年度で終了し、収益が更に悪化すると予想されます。今後5年間の事業見通しを明らかにしてください。

2. 廃止にはどれだけの経費がかかるか?

昨年の岡田議員の「競輪事業の廃止を求める」質問に対して、市長は「時期尚早」と答えられています。しかし、この状態では「廃止の決断」は時間の問題ではないでしょうか。そこで、廃止する場合、従事員の処遇について、どのような対応策がとられ必要な資金はどれだけの、廃止のためにはどれだけの経費が掛かるのか、明らかにしてください。

家族従業員の人権を認めない 所得税法第56条の廃止を

所得税法第56条は、個人事業主が生計を一にしている配偶者とその他親族の働き分を支払っても、事実上必要な経費として認めていません。個人事業者はこの税制のために、一緒に働いている家族の働き分を人件費に計上できず、所得とみなされて課税されるという不利益を被っています。家族従業員は、給料を受けても労働者の所得として扱われず、国保の傷病手当や出産手当が支給されない、ローンが組めない、事故の際の保険算定が低いなど、様々な差別を受ける要因になっています。戦前の家制度・世帯単位課税制度の名残であり、人権を尊重する憲法違反の問題です。大垣市内の中小零細業者の家族従業員は、この所得税法第56条のもと働き分を正當に評価されず、差別状態に置かれています。是非、大垣市としても、所得税法第56条の廃止を国に対して要望するよう求めます。